

消防車や救急車の

緊急走行に対するご理解とご協力を！



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

緊急車両が早く現場に到着するには、一般車両の協力も必要です。

自動車等を運転中に緊急車両が接近してきた場合は、周囲の状況に注意しながら進路を譲っていただき、緊急自動車が一刻も早く現場に到着できるよう、ご協力をお願いします。

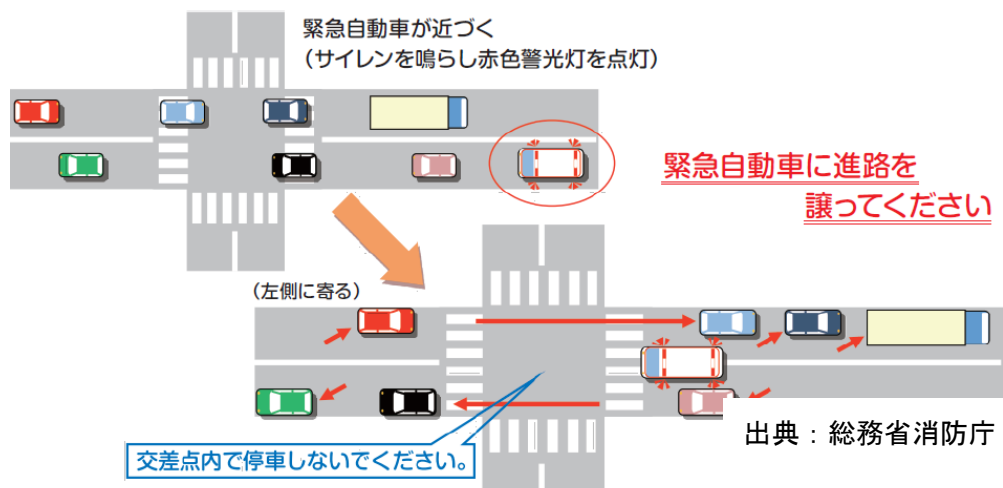
【緊急自動車の優先】 道路交通法40条

○交差点又はその付近に緊急自動車が接近してきた場合

交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。)に寄って一時停止しなければならない。

○交差点、その付近以外に緊急自動車が接近してきた場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



— お問い合わせ先 —

金沢市消防局 警防課 泉本町7丁目9番地2 TEL280-3095